相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市相武台一丁目一一〇番地、最後の住所神奈川県座間市相武台一丁目一一〇番地グランパーク相武台七〇三号
被相続人　亡　新保　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
神奈川県相模原市中央区富士見六の六の一
大賀ビル二階弁護士法人相模原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片倉　亮介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市扇町二五二番地、最後の住所横浜市港北区仲手原一丁目七番一八号キャッスル美研一〇二号
被相続人　亡　田中　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階
相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市水橋辻ヶ堂七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　押田　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
富山県富山市堀端町一番一二号　富山中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　春山　然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御前崎市比木二八七七番地二、最後の住所静岡県御前崎市池新田二九七〇番地の二　被相続人　亡　植田　充輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
静岡県静岡市葵区追手町一番一三号アゴラ静岡ビル四階追手町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　将和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区下長者町通千本西入下る六番町三七四番地、最後の住所京都市上京区下長者町通千本西入下る六番町三七四番地
被相続人　亡　藤原八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
京都市中京区富小路通丸太町下ル富友ビル三階　堀和幸法律事務所
相続財産管理人　堀　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡笠松町東宮町一八番地、最後の住所大阪市北区西天満三丁目一番二五―六〇七号　老松コープ
被相続人　亡　玉田　昌弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階
相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中野三丁目二一番地、最後の住所兵庫県尼崎市小中島一丁目二番八号
被相続人　亡　中島　ミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル二階
相続財産管理人　弁護士　山崎　容敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市大東町四番、最後の住所兵庫県芦屋市大東町四番一六―四〇二号
被相続人　亡　茂呂　英郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
兵庫県尼崎市立花町四丁目一二番一六号
相続財産管理人　弁護士　西部　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市仁川北二丁目七番、最後の住所兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘五番二七号
被相続人　亡　柄　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―3ビル五階
相続財産管理人　弁護士　坂井希千与

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市上黒谷六三番地三、最後の住所和歌山県和歌山市船所二一五番地の七三　被相続人　亡　田中起世志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
和歌山県和歌山市九番丁四番地一ラウムズ和歌山九番丁三〇四号
相続財産管理人　弁護士　辻本　圭三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市船穂町船穂五三六〇番地、最後の住所岡山県倉敷市片島町二三一番地九
被相続人　亡　岡本　勝正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
岡山県倉敷市黒崎五七六番地一、事務所岡山県倉敷市美和二―四―一五
相続財産管理人　司法書士　平田　一希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県太宰府市大字通古賀一一六九番地、最後の住所福岡市南区野間四丁目一六番三七号　被相続人　亡　永島マツキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
福岡市南区西長住一丁目四番一七号
相続財産管理人　司法書士　坂田　憲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市上古賀二丁目一二九番地、最後の住所福岡県筑紫野市上古賀三丁目六番二五号　被相続人　亡　齊木タキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一―四〇一号
相続財産管理人　司法書士　本田　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後高田市玉津四一八番地、最後の住所大分県豊後高田市美和三六三九番地
被相続人　亡　土谷　康治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日
大分県中津市殿町一四三一番地二　西畑法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西畑　修司

資格喪失及び信認金の返還のお知らせ

平成二十五年九月二十日午前零時をもって、本取引所の取引参加者トレイダーズ証券株式会社は、保有する為替証拠金取引資格及び同清算資格を喪失しました。信認金は、平成二十六年四月一日以降に返還いたします。

平成二十五年九月三十日
株式会社東京金融取引所